

EDGEWELL PERSONAL CARE BRANDS, LLC. v. MUNCHKIN, INC.事件、上訴番号 2020-1203 (CAFC、2021年3月9日)。Newman裁判官、Moore裁判官、Hughes裁判官による審理。カリフォルニア州中部地区地方裁判所(Gutierrez裁判官)による判決を不服としての上訴。

#### 背景:

Edgewell社は、汚れたおむつを収集するために、交換可能なカセットをペール缶の中に配置したおむつペール缶システムを製造および販売している。Munchkin社は、Edgewell社のペール缶と互換性のある詰め替えカセットを販売した。Edgewell社は、「引き剥がし(tear-off)」部を有する「環状カバー(annular cover)」を備えたカセットに関するクレームの侵害でMunchkin社を訴えた。地方裁判所は、「環状カバー(annular cover)」を単一のリング状のカバーと解釈し、「引き剥がし(tear-off)」部は、本来は環状カバーの残りの部分と同じ構造の一部として形成され、引き剥がしが可能であるとした。地方裁判所のクレーム解釈を考慮して、Munchkin社の被疑詰め替えカセットには2つの部分からなるカバー(収縮包装もしくはプラスチック製ブリスターキャップが成形プラスチック部分から取り外し可能である)があるため、Edgewell社は均等論に基づき侵害を主張し続けたのみであった。

地方裁判所は、均等論に基づく非侵害の正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を求めるMunchkin社の申し立てを認め、Munchkin社の2部構造は、このようにしないと、「環状カバー(annular cover)」および「引き剥がし(tear-off)」部の限定が除去されて(vitiate)、無意味になるとして、クレームに記載の単一構成構造と均等にはなり得ないとした。Edgewell社は、この正式事実審理なしでの判決(summary judgment)が認められたことを不服として上訴した。

#### 争点/判決:

地方裁判所が、クレーム限定除去論(claim vitiation)の下で均等論に基づく非侵害の正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を認めたことは誤りであったか。然り、原判決は覆され、差し戻しとなった。

#### 審理内容:

CAFCは、地方裁判所が、理屈に適った陪審員が被疑詰め替えカセットがクレームに記載のカセットと実質的に同じ結果を達成するため、実質的に同じ機能を実質的に同じ方法で実行すると考えることができるか否か(「機能-方法-結果テスト」(the function-way-result test))を判断するために証拠を評価したのではなく、単一構成構造と複数構成構造の間のバイナリ選択としてクレーム限定除去論(claim vitiation)を評価したことは誤りであったとした。CAFCは、クレーム限定除去論(claim vitiation)とは「均等論に基づき訴えることを禁じる例外または許容限界の決定ではなく、提示された証拠に基づく均等論の欠如の法的結論である(is not an exception or threshold determination that forecloses resort to the doctrine of equivalents, but is instead a legal conclusion of a lack of equivalence based on the evidence presented)」と注意した。すなわち、クレーム限定除去論(claim vitiation)は、理屈に適った陪審員が2つの構成要素を均等であると判断できないような証拠であるという法的判断である。

CAFCは、Edgewell社の専門家が、Munchkin社の収縮包装もしくはブリスターキャップを備えた2部構成のカバーは、クレームに記載の「引き剥がし(tear-off)」部を有する「環状カバー(annular cover)」と実質的に同じ結果を達成するため、実質的に同じ機能を実質的に同じ方法で実行すると意見したことに言及した。そして、Edgewell社の専門家の意見は、事実証人(fact witnesses)からのデポジションでの証言により裏付けられた。従って、CAFCは、陪審員が争点を解決するための重要な事実の真の課題を作成するのに十分な証拠があるとした。CAFCは、地方裁判所が正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を認めたことを取り消し、追加審理のため差し戻しとした。